

京都大学情報環境機構教育用コンピュータシステム及び学術情報ネットワークシステム利用規程

- 第一条 京都大学情報環境機構（以下「機構」という。）が、管理及び運用する全学の情報基盤に基づく学内共同利用の教育用コンピュータシステム（以下「教育用システム」という。）及び学術情報ネットワークシステム（以下「KUIINS」という。）の利用に必要事項については、この規程の定めるところによる。
- 第二条 教育用システムを利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。
 - 一 本学の学生
 - 二 本学の教職員
 - 三 その他機構長が必要と認めたる者
- 第三条 教育用システムを利用しようとする者は、所定の申請書を機構長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 機構長は、教育用システムの利用を承認した者（以下「利用者」という。）に対して利用コードを明示して、その旨を通知するものとする。
- 3 機構長は、機構の運用上必要があるときは、その利用について、利用者に条件を付することができる。
- 第四条 機構長は、利用者に対し、その利用の状況について報告を求めることができる。
- 第五条 機構のサテライト（機構が部局に計算機システム又は遠隔講義システム等の機器を設置する施設をいう。以下この条において同じ。）の設置を希望する部局の長は、あらかじめ機構長にその設置を申請するものとする。
 - 2 サテライトの設置及び改廃に関し必要な事項は、機構長が定める。
 - 3 サテライトの管理及び運用は、当該部局の長が行うものとする。
 - 4 サテライトの使用に関し必要な事項は、当該部局の長と協議のうえ機構長が定める。
- 第六条 機構長は、利用者が所属する部局に対して、その利用に係る経費の一部を教育用システム利用負担金として負担することを求めることができる。
- 2 教育用システム利用負担金の額及びその負担の方法は、別に総長が定める。
- 第七条 学術情報等の発着信のため、KUIINSに機器を接続する（KUIINS管理下以外の機器に接続する場合であっても、利用のため通信がKUIINSを通過するものを含む。）ことのできる者は、次の各号に掲げる者とする。
 - 一 本学の教職員
 - 二 その他機構長が必要と認めたる者
- 第八条 KUIINSに機器を接続しようとする者は、所定の申請書を機構長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 機構長は、KUIINSの接続を承認した者（以下「KUIINS接続者」という。）に対して、その旨を申請者に通知するものとする。
- 第九条 機構長は、KUIINS接続者に対し、KUIINSの接続機器の状況について報告を求めることができる。
- 第十条 KUIINSに機器を接続する場合、次の各号に掲げる地点を責任分界点とする。
 - 一 グローバルIPアドレスのKUIINS（次条において「KUIINS」という。）においては、機構設置のネットワーク機器の端子
 - 二 プライベートIPアドレスのKUIINS（次条において「KUIINS」という。）においては、機構設置の情報コンセントの端子
- 第十一条 前条に定める責任分界点に何らかの機器又は配線を接続する場合は、次の各号に掲げる者を選出し、機構長に届け出なければならない。
 - 一 KUIINS においては、サブネット連絡担当者
 - 二 KUIINS においては、VLAN管理責任者
- 第十二条 KUIINS接続者が、KUIINSに機器を接続する必要がなくなったとき又は利用資格がなくなったときは、速やかに機構長にその旨を届け出なければならない。

第十三条 KUINSに接続された機器を管理している者は、機構が提供するサービスを受けることができる。

第十四条 機構が提供するサービスの内容は、別に総長が定める。

第十五条 機構長は、KUINS接続者又はこれに代わる者に対して、その接続に係る経費の一部を、KUINS利用負担金として負担することを求めることができる。

2 KUINS利用負担金の額及びその負担方法は、別に総長が定める。

第十六条 利用者及びKUINS接続者は、申請書に記載した事項について変更しようとするとき又は変更が生じたときは、機構長が別に定めるところにより、速やかに、機構長に届け出、又は再申請しなければならない。

第十七条 利用者及びKUINS接続者は、機構の機器その他の設備をき損し、又は凶書を紛失、汚損したときは、速やかに機構長に届け出なければならない。

2 機構長は、き損、紛失又は汚損した者には、弁償を求めることができる。

第十八条 教育用システム及びKUINSについて、この規程又はこの規程に基づく定め違反した者その他機構の運営に重大な支障を生じさせた者があるときは、機構長は、その教育用システムの利用承認若しくはKUINSの接続承認を取り消し、又は一定期間の利用停止若しくは接続遮断を行うことができる。

第十九条 この規程に定めるもののほか、機構の利用に関し必要な事項は、機構長が定める。

附則

2 1 この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

この規程施行前に京都大学学術情報メディアセンター利用規程（平成十四年達示第二十三号）に基づき、利用承認を受けた者は、この規程に基づき利用の承認があつたものとみなす。